

舗装施工管理技術者 新規登録の手引き (合格した年度に登録申請する方用)

1. はじめに

「舗装施工管理技術者」の称号を用いるには、その資格試験に合格し、「舗装施工管理技術者新規登録申請書」(以下「新規登録申請書」という)をもって登録の申請を行い、一般社団法人日本道路建設業協会(以下、「道建協」という)会長から「舗装施工管理技術者資格者証」(以下「資格者証」という)の交付を受ける必要があります。

試験に合格しただけでは、「舗装施工管理技術者」にはなりません。

2. 登録について

(1) 登録の申請

「資格者証」の交付を希望する方は、「新規登録申請書」に必要な書類を添付して、道建協に申請して下さい。

(2) 登録および資格者証の交付

道建協は、「新規登録申請書」および添付書類の記載事項を審査し、「舗装施工管理技術者登録簿」(以下「登録簿」という)に登録のうえ、「資格者証」を交付します。

「登録簿」に登録され、「資格者証」を交付された方のみが、舗装施工管理技術者と称することができます。

(3) 登録の更新

1) 登録を継続するためには、有効期間内に更新手続を行う必要があります(更新手数料 6,000 円)。

2) 登録更新対象者には、登録の有効期間が満了する前に、道建協から登録更新関係書類を送付します。なお、1 級に合格した 2 級の登録者には、2 級の登録更新書類はお送りしませんので、ご承知おき下さい。

(4) 登録事項の変更

氏名、本籍地、勤務先、住所等の登録事項に変更が生じたときは、その都度「登録事項変更届」(様式第 4 号)と必要な書類を道建協に提出して下さい。(詳細はホームページ内「登録事項変更の手引き」を参照して下さい。)

なお、資格者証の記載事項を無断で訂正された場合、その資格者証は無効となりますので、ご注意下さい。

(5) 登録の失効

1) 登録の更新を行わないと、有効期間満了と同時に登録は失効し、舗装施工管理技術者と称することができなくなります。

2) 住所等の変更届の提出がなく更新の連絡がとれない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録は失効となります。

(6) 登録の抹消

次のいずれかの事項に該当する場合は、登録が抹消されます。また、合格も取り消されます。

1) 不正な方法によって資格試験を受験したことが明らかになった場合

2) 登録申請書等の記載事項に虚偽が判明した場合

3) 舗装施工管理技術者資格試験制度の信用を傷つける不名誉な行為等があった場合

3. 新規登録申請

(1) 登録申請の手続

1) 合格した年度に登録申請する方

道建協ホームページに設置の「舗装施工管理技術者 各種申込書類インターネット作成システム」により「新規登録申請書」を作成し、ダウンロードした書類により、平成 27 年 12 月 18 日（必着）までに登録の申請を行って下さい。資格者証を、平成 28 年 3 月下旬に交付します。平成 27 年 12 月 19 日～平成 28 年 3 月末（必着）までの間に登録申請された方への資格者証の交付は、5 月中旬となります。

登録の有効期間は、登録日（平成 28 年 4 月 1 日）から 5 年間です。

2) 合格の翌年度以降に登録申請する方

申請書類の様式等が変更となる場合がありますので、道建協 検定企画課にお問い合わせ下さい。

(2) 登録手数料 6,000 円（消費税込）

(3) 登録申請に必要な書類

1) 新規登録申請書

新規登録申請書は、道建協のホームページに設置する「舗装施工管理技術者資格各種申込書類インターネット作成システム」内の「新規登録メニュー」から作成できます。

① 新規登録メニューにアクセスし、指示に従って必要事項を入力すると、最後に PDF ファイルがダウンロードできます。この PDF ファイルを印刷したものが「新規登録申請書」になります。

② 新規登録申請書に 3) に示す写真を貼付し、氏名欄に押印して下さい。

(注) システムに入力しただけでは申請したことにはなりません。必ず印刷のうえ、申請書を郵送にて提出して下さい。

2) 振替払込受付証明書

同封の郵便振替払込書で登録手数料を必ず個人別に払い込み、郵便局から発行される振替払込受付証明書および振替払込請求書兼受領証の 2 枚のうち振替払込受付証明書を指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけして下さい。

なお、振替払込請求書兼受領証は、領収証に代わるものですから、本人が保管して下さい。

3) 写真 1 枚（縦 4.5 cm × 横 3.5 cm 首から上、正面、無帽、無背景の証明写真）

指定の貼付欄に、はがれないよう全面のりづけ（写真の裏面への記入やセロテープ止めは不可）して下さい。

写真は、以下の注意事項を厳守して下さい。（資格者証への取込み不可の場合は再提出となります）

① 6 ヶ月以内に申請者本人のみを撮影したもの。

② カラー光沢（絹目は不可）で鮮明なもの。

③ 眼鏡のレンズに光が反射していないこと。

④ サングラス、マスク、ヘアバンドなどを着用していないこと。

⑤ 変色、傷、汚れのないもの。（のりの付着、裏面記載による凹凸等）

⑥ スナップ写真は不可。

⑦ 証明用写真であっても不鮮明なものは不可。

⑧ 頭頂からあごまでの長さの目安は、35 ± 3 mm。

4) 受験時と申請内容が変わった場合の添付書類

変更事項	添付書類（各 1 通、コピー不可・6 ヶ月以内発行のもの）
氏 名	戸籍抄本
本籍地	住民票（本籍地記載）または戸籍抄本
住 所	住民票（法改正により外国籍の方も、住民票が必要）
勤務先	不要

※ 転居ではなく、市町村合併により住所が変わる場合は、住民票（コピー可）または新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書（市制施行証明書等）を添付して下さい。

※ 受験時に住所変更届を提出し、住民票を未提出の方は、今回住所変更がなくても、住民票の添付が必要です。

(4) 新規登録申請書等の提出

新規登録申請書等は指定の申請用封筒により、個人別に必ず簡易書留郵便で道建協
検定企画課宛に郵送して下さい。

※ インターネット上で「新規登録申請書」の作成ができない方は、事務局まで電話で
お問い合わせ下さい。

【新規登録申請書の提出および問合せ先】

一般社団法人日本道路建設業協会 検定企画課

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 3 階

TEL 03-6280-5038 FAX 03-6280-5040

ホームページ : <http://www.dohkenkyo.or.jp/>

一般社団法人 日本道路建設業協会の個人情報保護 基本方針

一般社団法人 日本道路建設業協会（以下「協会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン（平成 16 年 12 月 2 日国土交通省告示第 1500 号）の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

1. 個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。
ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

- (1) 道路技術および道路用資材に関する調査研究のため
- (2) 道路に関する試験・研修実施のため
- (3) 道路に関する技術の指導、受託のため
- (4) 道路建設行政および道路技術に関する情報の収集整理および提供のため
- (5) 舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
- (6) 各種契約管理のため
- (7) 役職員等の人事管理、連絡および施設、機器の管理のため

2. 個人情報の公開

協会では、個人情報に業務上必要がある場合のみに利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を開示する場合があります。

3. 個人情報の第三者への提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報（資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）は、公共工事の発注者（国、地方自治体、特殊法人等公的機関）において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、個人情報を、利用目的遂行のために業務を委託する場合は、個人情報の取扱いに関する委託先の適切な管理・監督を行います。

5. 個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口

一般社団法人 日本道路建設業協会 総務部

TEL:03-3537-3056 E-mail:jrca@dohkenkyo.or.jp

（E-mail は不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。）